

1 調査研究概要

1-1 調査研究の目的

産業構造の変化や技術革新に伴い雇用形態が多様化するなど、目まぐるしく変化する社会経済状況下においては、働いている者やこれから働こうとする者に対する多様な職業能力開発が必要であり、その基本理念を職業能力開発促進法では次のとおり定めている。

基本理念(同法第三条)

「職業に必要な労働者の能力(以下、「職業能力」という。)を開発し及び向上されることが、職業の安定及び労働者の地位向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることをかんがみ、この法律の規定による職業能力開発及び向上の促進は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつつ雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」

生涯職業能力開発体系(以下、「生涯体系」という。)は、この職業能力開発促進法の基本理念を具現化できるよう、2つの体系から成っている。1つは企業が有する職務を遂行するために必要な職業能力である知識や技能・技術を明らかにするための職業能力体系(仕事の体系)である。もう1つは、教育訓練をどのように進めるかについて、段階的かつ体系的に整理した職業能力開発体系(研修の体系)である。(資料2「生涯職業能力開発体系」について 参照)

このため、生涯体系は、職業能力開発に関心の高い企業において、職務やその内容を明確にしたり、教育訓練コースを設定する際の参考資料として活用されている。

また、公共職業能力開発施設においても、訓練ニーズの調査や訓練カリキュラムを策定する際の参考資料として活用されており、我が国の職業能力開発の推進に大きく寄与しているものと思われる。

本調査研究では、社会構造の変化や技術革新に伴う職務内容の変化に注目し、過去に策定した職業能力体系の見直しを図ることにより、中小企業等における職業能力開発の推進及び公共職業能力開発施設における訓練内容の充実に寄与することを目的としている。

1-2 職業能力体系整備の背景

職業能力開発総合大学校基盤整備センター(以下「基盤センター」という。)では、平成14年から職業能力体系の整備に取り組み、産業分野や業種毎に、具体的かつ詳細に、変化する職務内容を分析し、職業能力体系の整備を進めてきている。

その結果、平成23年度末までに整備した職業能力体系は、日本標準産業分類における中分類で49業種、小分類もしくは細分類で93業種となっている。しかし、経営

環境や技術革新等の変化に伴い、職務内容は絶えず変化していることから、新規開発・見直しが求められている。

こうしたことを鑑み、有識者からなる生涯職業能力開発体系調査研究会を設置して、本調査研究において取り組むべき業種の検討を行った。その結果、2つの基準を以て、取組業種を選定することとした。1つは、雇用支援機構の職業能力開発施設と企業間において、能力開発の計画や実施が活発化している業種である。具体的には、日本版デュアルシステムや人材育成研究会に積極的に取り組んでいる業種である。もう1つは、過去に職業能力体系を策定したもののうち、経営環境や技術革新等によって職務内容が大きく変化している業種である。

1-3 職別工事業（床・内装工事業）選定の経過

当該調査研究会の検討結果を受けて、平成24年度の見直し業種の一つとして、床・内装工事業が選定され、床・内装工事業の中央団体である日本室内装飾事業協同組合連合会（以下、「日装連」という。）と協議を行った。

日装連は、1967年に室内装飾工事を行う業者（内装仕上工事業）または、室内装飾用資材および製品の販売、加工を行う事業者（卸業、小売業）の経済的、社会的地位の向上と業界発展のため、中小企業協同組合法に基づき設立された全国組織として発足し、多様な事業を展開している。

事業内容としては、「所属組合員の経営及び技術の向上を図るための教育及び情報提供事業」、「内装士等の資格制度に関する事業」、「所属組合員及びその従業員のための福祉共済制度事業」等、多様な業務を行っており、業界の発展に努めている。

小規模の事業所が多数を占める床・内装工事業においては、個々の企業で人材育成や研修を体系的に実施することが困難な状況であることから、日装連では、都道府県単位等で講演会や研修会を実施するなど、能力開発の推進に積極的に取り組んでいる。

また、平成15年度に能力開発体系を整備する際にも、日装連として、「職務内容について段階的かつ体系的にまとめることは有用である」とのご理解ご協力を頂いた。

床・内装工事業界は顧客に対し安全で安心できる商品の提供等を、常に、求められており、技能水準の維持・向上や技術革新に伴う室内装飾の企画・設計・施工技術の修得が必要とされている。そのため、既存の室内装飾業の職業能力体系の充実を図ることにより、能力開発の推進に活用が期待できるとのご了解を頂き、協力を頂くこととなった。

日装連の傘下組合（事業所）から3名の委員を推薦頂き、作業部会を立ち上げ、職業能力体系の見直しにあたった。